

	<p style="text-align: center;"><b>ひとり親家庭への更なる支援の拡充！</b> <b>ひとり親家庭のための弁護士による法律相談・</b> <b>専門相談員による出張相談を開始します</b> ～総合相談窓口を拡充し、ひとり親家庭の生活を支援します～</p>
と き	平成31年4月から
と ころ	法律相談：ひとり親家庭総合相談窓口（本庁舎10階 生活福祉課ひとり親家庭支援係） 出張相談：希望者宅
<p>区は、4月から、ひとり親家庭の自立を支える「ひとり親家庭自立応援プロジェクト」に、新たに「弁護士による法律相談」「専門相談員による出張相談」の2つの相談事業を追加する。</p> <p>新事業は、ひとり親家庭から支援ニーズの高い法律相談、相談に来ること難しいひとり親家庭への支援体制を強化し、様々な課題を抱えるひとり親家庭への更なる支援充実を目的としている。</p> <p>法律相談は、ひとり親家庭の総合相談窓口に新たに弁護士を配置し、離婚問題、養育費等の悩み事について、課題の整理や専門的な助言を行う。</p> <p>出張相談は、キャリアコンサルタントなどの資格を持つ専門相談員が、未就学児を抱えるひとり親家庭へ訪問し、支援制度の説明などを行う。区役所に相談に来ることができず、必要な支援を受けられないひとり親家庭に適切な支援を提供する。</p> <p>いずれも相談は無料で、月4日、事前予約制で実施する。</p>	

**【弁護士による法律相談について】**

ひとり親家庭総合相談窓口において、養育費の取り決めや親権問題など、離婚前後の法的課題へのニーズが高いことから、離婚問題に力を入れている弁護士を配置し、専門的なアドバイスなどを行う。

4月の相談日は、3日・11日・17日・25日。

**【専門相談員による出張相談について】**

未就学児を抱え相談に来ることが難しいひとり親に対し、事前に電話で家庭情報を確認し、専門相談員が自宅を訪問して支援制度の説明や関係機関への支援につなげる。総合福祉事務所、保健相談所、子ども家庭支援センター等と連携し、関係機関と一体となってひとり親家庭を支えていく。

4月の相談日は3日・10日・17日・23日。

**【参考】ひとり親家庭自立応援プロジェクトについて**

相対的貧困率が高いひとり親家庭への支援を充実するため、区では平成29年度より、ひとり親家庭支援の専管部署（生活福祉課ひとり親家庭支援係）を設け、「生活」「就労」「子育て」における3つの支援策を総合的に提供する「ひとり親家庭自立応援プロジェクト」を実施している。

**【参考】平成28年度に実施したひとり親家庭ニーズ調査の結果**

養育費を「取り決めていない」割合は51%。「取り決めていない」理由では、「交渉がまとまらなかった」（23%）、「取り決めの仕方がわからなかった」（6%）、「もらえると知らなかった」（2%）の合計は31%で、養育費に関する知識の不足や方法などが分からないため、取決めができていない結果であった。

**【参考】練馬区ひとり親家庭支援ナビ（専用ホームページ）**

<https://nerima-hitorioya.jp/>